

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項 変更

第 7 6 回国民体育大会三重県準備委員会会則第 1 2 条第 6 項第 2 号の規定により、宿泊・衛生専門委員会を宿泊専門委員会と医事・衛生専門委員会に分割し、付託及び委任事項を次のとおり変更する。

1 変更前

専門委員会名	付託事項	委任事項
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関する こと。	1 宿泊の調査、調整等に関する こと。 2 医事・衛生の調査、調整等 に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生の 調査、調整等に関すること。

2 変更後

専門委員会名	付託事項	委任事項
宿泊 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 その他宿泊に係る重要な 事項に関すること。	1 宿泊の調査、調整等に関す ること。 2 その他宿泊の調査、調整等 に関すること。
医事・衛生 専門委員会	1 医事・衛生に関すること。 2 その他医事・衛生に係る重 要な事項に関すること。	1 医事・衛生の調査、調整等 に関すること。 2 その他医事・衛生の調査、 調整等に関すること。